



品川区

マイナンバーカード

利用のご案内

メリットいっぱいマイナンバーカード

- ✿ 本人確認の際の身分証明書として
- ✿ コンビニで住民票等の取得に
- ✿ 各種民間企業のオンライン申請等に
- ✿ マイナンバー
個人番号を証明する書類として
- ✿ 各種行政手続きのオンライン申請等に

注意してください

- ① マイナンバーカードは公的な身分証明書であり、ご自身の^{マイナンバー}個人番号が記載されています。そのため、**なくさない、むやみに他人に見せない等**、取り扱いに十分注意してください。
- ② マイナンバーカードの裏面に記載されている^{マイナンバー}個人番号は原則コピー禁止です。ただし、行政機関や地方公共団体、勤務先、金融機関など法令で認められている者に対し、^{マイナンバー}個人番号の提示が必要な場面に限り、提示及びコピーすることが認められています。
- ③ マイナンバーカードに設定した暗証番号は、設定後に調べることはできません。控えを取っておく等、忘れないように注意してください。また悪用の可能性があるため、暗証番号は他人に知られないようお気を付けください。

次のページ以降も大切なご案内です。必ずお読みください！



目 次

1	マイナンバーカードの記載事項について・・・・・・・・・・	1
	マイナンバーカードの有効期限、電子証明書の有効期限、券面記載事項追記欄 マイナンバーやICチップについて	
2	マイナンバーカードの取扱い上の注意事項・・・・・・・・・・	2
3	マイナポータルとは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	電子証明書とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書、スマホ用電子証明書搭載サービス	
5	暗証番号について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	暗証番号の種類・暗証番号を忘れた場合やロックがかかってしまった場合	
6	顔認証マイナンバーカード・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	特急発行方式によるマイナンバーカードの申請について・・・・・・・・・・	4
8	証明書コンビニ交付サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	取得できる証明書、利用可能店舗、利用可能時間	
9	こんなときは手続きが必要です！・よくあるご質問・・・・・・・・・・	6
	引っ越しやご結婚等をされたとき 電子証明書またはマイナンバーカードの有効期限が近付いたとき 電子証明書の更新手続きや有効期限がきれたとき マイナンバーカードと電子証明書の有効期限の違い	
10	マイナンバーカードを紛失してしまったら・・・・・・・・・・	7
11	お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

1 マイナンバーカードの記載事項について

表面



マイナンバーカードの有効期限
電子証明書の有効期限

券面記載事項追記欄

□ マイナンバーカードの有効期限

申請受付日が令和4年4月1日より前の場合

カード申請受付時 20 歳以上の方・・・発行日から 10 回目の誕生日

カード申請受付時 20 歳未満の方・・・発行日から 5 回目の誕生日

申請受付日が令和4年4月1日以降の場合

カード発行時 18 歳以上の方・・・発行日から 10 回目の誕生日

カード発行時 18 歳未満の方・・・発行日から 5 回目の誕生日

□ 電子証明書の有効期限（年 月 日が空欄の部分）

年齢にかかわらず、発行日から 5 回目の誕生日

※ただし 15 歳未満の方は、署名用電子証明書は搭載していません。

●電子証明書の有効期限は、ご自身で記入してください。

記入は任意ですが、カードの期限より短くなっているため、特に 18 歳以上で交付を受けた方は記入されることをおすすめします。

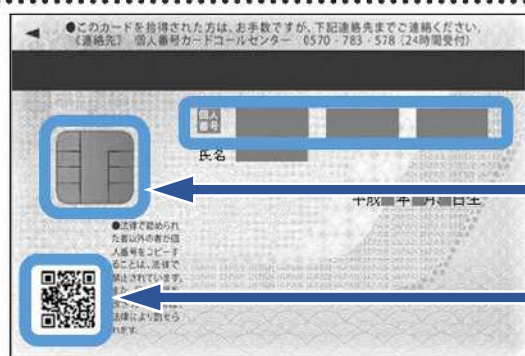
●外国人住民については、在留期間等があるため、その状況に応じてマイナンバーカード及び電子証明書の有効期限も異なります。

□ 券面記載事項追記欄

住所や氏名の変更等があったときに、新しい住所や氏名等を追記するスペースです。

区の職員が追記しますので、**枠内には何も記載しないでください。**

裏面



マイナンバー（個人番号）

ICチップ

QRコード

□ マイナンバー（個人番号）

ご自身のマイナンバーが記載されています。

□ ICチップ

住所や氏名等、カードに記載されている情報や、電子証明書が搭載されています。所得の情報や病気の履歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

□ QRコード

ご自身のマイナンバーが記録されています。インターネットやSNS等に掲載しない等、取り扱いにご注意ください。

2

マイナンバーカードの取扱い上の注意事項

熱によるカードの変形やカードに内蔵されている電子部品が故障する場合があります

以下のとおり高温や物理的な力に注意してください。

- ◎自動車の中や暖房器具の近くなど高温下での保管や放置をしないこと
- ◎洗濯機、乾燥機に入れたり、衣類に入れたままアイロンをかけないこと
- ◎カードを落とす、読み取り装置に押しつけて曲げる、カードの上に物を落とす、突起物や金属などの硬いもので傷つけるなどにより衝撃を加えないこと
- ◎ICチップ部分に対し、指で触れる、汚す、押す、曲げる、鞆や手提げの中で硬貨・ペンなどと一緒にするなどにより衝撃等を加えないこと
- ◎カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座ったりしてICチップ部分に局所的な荷重をかけないこと



カードの顔写真が剥がれると券面情報が損なわれることがあります

以下のとおり薬品や液体等に注意してください。

- ◎化粧品の一部（除光液、マニキュア、ハンドクリームなど）、スプレーの一部（可燃性表示のあるもの）、ガソリン、灯油、ライターオイル、エンジンオイル、殺菌用アルコール、筆記の修正液など、薬品や液体で濡らさないこと
- ◎水に濡れた状態で使用しないこと
- ◎塩化ビニール製品（パスケース等）に直接触れさせないこと



カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合があります

以下のとおり強い磁気に注意してください。

- ◎テレビ、スピーカー、冷蔵庫、携帯電話、マグネット付きのハンドバッグ・財布・スマートフォンケース、磁気ネックレスなど、強い磁気を発するものに近づけないこと

3

マイナポータルとは？

子育てや介護などの行政手続きの検索やパスポートの更新などのオンライン申請、行政機関等が保有するご自身の情報の確認などができます。オンラインでの転出届の提出もできます。

URL <https://myna.go.jp>



マイナンバーカードのICチップでログイン

パソコンから

マイナンバーカードに対応するICカードリーダーが必要です。



スマートフォンから

マイナンバーカードに対応する機種に限りません。

4 電子証明書とは？



オンライン（＝インターネットを通じて）申請や届出といった行政手続きなどで、申請者が本人であることを確認するための情報が記録されている、電子データ上の証明書です。

電子証明書は下記の2種類です。電子証明書を利用するときは、それぞれの暗証番号の入力が必要です。

① 署名用電子証明書

暗証番号：6～16桁の英数字

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。

- オンライン申請（e-Taxでの確定申告等）
- 民間オンライン取引（オンラインバンキング等）の登録等

「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができます。

② 利用者証明用電子証明書

暗証番号：4桁の数字

インターネットサイト等にログイン等をする際に利用します。

- 証明書コンビニ交付サービスの利用
- マイナポータル（行政）へのログイン
- オンラインバンキング等（民間）へのログイン

「ログイン者が利用者本人であることを証明することができます。」



電子証明書をお家のパソコンやスマートフォンなどから使用できます！

電子証明書をご自宅のパソコンやスマートフォンで利用するには、利用者クライアントソフトをインストールする等、事前の準備が必要です。詳しくは右記の公的個人認証サービスポータルサイトをご参照ください。（URL <https://jpki.go.jp>）



マイナンバーカードなしで利用できる『スマホ用電子証明書搭載サービス』もあるよ！詳しくは右記QRコードからデジタル庁ホームページを見てね！（URL <https://digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification>）



5 暗証番号について

① マイナンバーカードに設定する暗証番号は以下の4種類です。

種 類	暗証番号	使 用 用 途
(1) 署名用電子証明書	6桁～16桁の英数字	署名用電子証明書を利用するときに使用します。（※）
(2) 利用者証明用電子証明書	4桁の数字	利用者証明用電子証明書を利用するときに使用します。（※）
(3) 住民基本台帳用	4桁の数字	カードの記載事項（氏名・住所等）の変更手続きの際に使用します。
(4) 券面事項入力補助用	4桁の数字	個人番号や4情報（氏名・住所・生年月日・性別）を確認し、テキストデータとして利用する際に使用します。

※ 各電子証明書について、詳しくはページ上部「④電子証明書とは？」をご確認ください。

② 暗証番号は、(1) 署名用電子証明書の場合は5回、(2)(3)(4)の4桁の数字の場合は3回、連続して誤ると、ロックがかかり、利用できなくなります。

③ 暗証番号を忘れてしまった場合や、ロックがかかってしまった場合は、区役所窓口もしくは一部の地域センター（窓口一覧は「11 受付可能な窓口一覧」をご参照ください）で、暗証番号の「再設定（初期化）」の手続きをしてください。なお、以下の要件を全て満たす場合、暗証番号の再設定がコンビニエンスストアでもできます。

- ・【利用者証明用（4桁）だけ忘れた・ロックがかかった】または
- ・【署名用電子証明書（6～16桁）だけ忘れた・ロックがかかった】

- ・スマートフォンでアプリを使用できる
- ・コンビニでの端末操作ができる

手順や操作方法等は、右記QRコードから区HPをご確認ください。



6

令和5年12月開始！暗証番号の設定が不要なカード！

顔認証マイナンバーカード



利用できるサービス

- ◎健康保険証としての利用
- ◎券面の顔写真や記載事項（氏名、住所、生年月日、性別等）を用いた本人確認書類としての利用

利用できないサービス

- ◎マイナポータルの利用
- ◎各種証明書のコンビニ交付
- ◎e-Taxやオンライン診療などのオンライン手続き（暗証番号の入力が必要なサービス）

取得方法

- マイナンバーカードをこれから申請する方も、既にマイナンバーカードを持っている方も、顔認証マイナンバーカードを申請・取得することができます。

申請できる方

→これからマイナンバーカードを作る方

マイナンバーカードの申請後、カードが出来た旨をお知らせする「マイナンバーカード交付通知書」が届きましたら、通常通り受取予約をします。カードを受け取る際に、顔認証マイナンバーカードを希望する旨をお申し出ください。顔認証マイナンバーカードを健康保険証として利用したい方は、同時にお申し出ください。

→すでにマイナンバーカードを持っている方

マイナンバーカードをご持参の上、戸籍住民課または切替ができる地域センターで顔認証マイナンバーカードに切り替える旨をお申し出ください。顔認証マイナンバーカードを健康保険証として利用したい方は、同時にお申し出ください。

※代理人による手続きも可能ですが、委任状等の必要書類がありますので、事前に品川区戸籍住民課（03-5742-6660）までお問い合わせください。

7

特急発行方式によるマイナンバーカードの申請について

申請後約10日程度でマイナンバーカードが出来上がる申請方法です。

窓口で本人確認のうえ申請を行い、後日住民票上の住所地へマイナンバーカードが郵送されます。代理人による申請はできません。

申請できる人	申請できる期間
1歳未満の方	1歳の誕生日前日まで
国外から転入	国外転入届をした日から30日間
マイナンバーカードを紛失した方	区役所で紛失届出から30日間
初めて住民基本台帳に記録された方	本人確認書類を入手してから30日間
個人番号を変更した方	個人番号の変更手続きをしてから30日間
焼失、損傷、ICチップ不良の方	個人番号カードの機能が損なわれた日から30日間
余白が無くなった方	最新の情報が印字できなかった日から30日間 (申請時に以前のカードは回収します)
刑事施設に収容されていた方	本人確認書類が本人の手に渡った日から30日間

【必要な書類】

- ・本人確認書類
- ・通知カード・住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・再交付手数料2000円（紛失した方、故意にカードを損傷した方等）
- ・窓口で本人確認のうえ申請を行い、後日住民票上の住所地へマイナンバーカードが郵送されます。
- ・代理人による申請はできません。

申請に関する注意事項、受付窓口など、詳しくは下記QRコードから区ホームページをご参照ください。

URL

<https://city.shinagawa.tokyo.jp/PC/procedure/mynumbercard/20220525182823.html#a6>



8

とっても便利！

証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードの交付を受けた翌日以降にご利用ください。



証明書コンビニ交付サービスの利用には、

マイナンバーカードが必要です。

(利用者証明用電子証明書が搭載されたもの)

コンビニエンスストア等(一部店舗を除く)のマルチコピー機でマイナンバーカードを使って住民票の写しや戸籍等の証明書が取得できるサービスです。

区役所等の窓口で取得するより、

100円お得！



取得できる証明書

- | | |
|-----------------------|------|
| ・ 住民票の写し | 200円 |
| ・ 印鑑登録証明書(※1) | 200円 |
| ・ 特別区民税・都民税課税(非課税)証明書 | 200円 |
| ・ 戸籍の全部事項証明書(※2) | 350円 |
| ・ 戸籍の個人事項証明書(※2) | 350円 |
| ・ 戸籍の附票の写し(※2) | 200円 |

(※1) 15歳未満の方は、ご利用できません。

(※2) 本籍地が品川区外の方は、サービスの内容が異なる場合がありますので、事前に本籍地にお問い合わせください。



利用可能時間

6:30~23:00

年末年始(12月29日~1月3日)及び、コンビニ交付メンテナンス期間を除く。

※メンテナンスは不定期に行われます。

詳しくは区HPをご確認ください。

※戸籍の証明書は8:30~17:00のみ発行可



利用可能店舗(品川区外の店舗も利用可能)

●セブン・イレブン ●ローソン ●ファミリーマート ●ミニストップなど

※マルチコピー機が設置されている店舗に限ります。

ご注意ください

- ① コンビニ交付サービスの利用には、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。
- ② 暗証番号を3回連続して誤ると、カードにロックがかかり、このサービスを利用できなくなります。その場合は、区役所もしくは一部の地域センターの窓口で暗証番号の再設定(初期化)をしてください。
- ③ このサービスで発行する住民票の写しには、「住民票コード」を記載することはできません。
- ④ 印鑑登録をしている方で、このサービスを利用する場合は、事前に区役所もしくは一部の地域センターで交付している「印鑑登録証」は不要です。
- ⑤ 操作を誤って証明書が発行された場合、証明書の交換や返金には応じることができません。ご利用の際は、十分ご確認ください。
- ⑥ 端末操作は、コンビニエンスストアの従業員等が代理で行うことはできません。
- ⑦ 利用後は、マイナンバーカードや発行した証明書の置き忘れ等に十分ご注意ください。

こんなときは、手続きが必要です！！



引っ越しや、ご結婚等をされたとき

- ① 区内転居や婚姻等により、住民票上の住所や氏名等の変更が生じた場合は、区役所窓口もしくは一部の地域センターにマイナンバーカードを持参してください。カードに新しい住所や氏名等を追記します。
- ② 住民票上の住所や氏名等に変更があった場合、「署名用電子証明書」は失効します。新しい署名用電子証明書の発行を希望される場合は、区役所窓口もしくは一部の地域センターで発行手続きをしてください。なお、「利用者証明用電子証明書」は、記載事項に住所や氏名等を含まないため、引っ越しや婚姻等によっても失効しません。
- ③ 別の区市町村に引っ越しをした（転出をした）場合、転出先の区市町村窓口でマイナンバーカードの継続利用手続きが必要です。この手続きを行わないと、マイナンバーカードは失効し利用できなくなります。また再交付を希望する場合は発行までの期間がかかり、手数料も必要となりますので、ご注意ください。手続きについては、転出先の区市町村窓口にお問い合わせください。



電子証明書またはマイナンバーカードの有効期限が近付いたとき

- ① 電子証明書の有効期限が過ぎてしまうと、オンライン申請（e-Tax 等）やコンビニ交付サービス等が利用できなくなる等、電子証明書としての機能が失効します。またマイナンバーカードの有効期限が過ぎてしまうと上記の機能のほか、身分証明書としても利用できなくなります。
- ② 電子証明書及びマイナンバーカードともに、有効期間満了日の3か月前から手続きができます。いずれも、有効期限の到達前に郵送で「有効期限通知書」が届きますので、詳しくはそちらをご覧ください。

なお、在留期限がある外国人住民の方には有効期限通知書が届きません（在留期限のない外国人住民は、永住者・特別永住者・高度専門職2号が該当します）。有効期間内に更新手続きをしないとカードは失効しますのでご注意ください。カードの失効後、再交付を希望する場合は、発行までの期間がかかり、手数料も必要です。
- ③ 電子証明書の利用取りやめをご希望される場合は、電子証明書の失効を区役所窓口もしくは一部の地域センターで申請してください。



よくあるご質問

- Q1. 電子証明書の更新手続きは、必ずしなければならないのですか。**
A. 必要な方だけ更新していただければ差支えありません。オンライン申請（e-Tax 等）やコンビニ交付サービス、保険証利用等、サービスの利用予定がない方は、更新手続きを行う必要はありません。
- Q2. 電子証明書の有効期限が切れてしまいました。どうすればいいですか。**
A. 新規発行することで再び電子証明書を利用できます。区役所窓口もしくは一部の地域センターで手続きをしてください。
- Q3. マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が違うのはなぜですか。**
A. マイナンバーカードの有効期限については、更新にかかる負担を減らすため、原則として発行日から10回目の誕生日までとなっています。しかし、電子証明書の有効期限については、セキュリティ技術の進歩により、暗号の安全性が低下することが考えられ、安全性・信頼性を維持するために発行日から5回目の誕生日までとなっています。



10

マイナンバーカードを

紛失してしまったら！？

マイナンバーカードの悪用を防ぐため、直ちに、下記コールセンターへ連絡してください！！

マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） **0120-95-0178**
個人番号カードコールセンター（有料） **0570-783-578**

※IP 電話等で、繋がらない場合は、**050-3818-1250** へ

いずれも紛失や盗難に限り、365 日 24 時間対応

外国語対応 **0120-0178-27（無料） 0570-064-738（有料）**

- ・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語 → 24 時間対応
- ・タイ語・ネパール語・インドネシア語・ベトナム語・タガログ語 → 9:00～18:00

FAX : **0120-601-785**

(聴覚障害者の方専用ダイヤル)

マイナンバーカードが見つかったら

発見したマイナンバーカードと本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証等）を区役所戸籍住民課窓口へ持参してください（地域センターでは取扱っていません）。

マイナンバーカードが見つからず、カードの再交付を希望されるとき

- 1 外出先での紛失や盗難にあった場合は、警察署等に遺失届を提出し、「受理番号」の控えを受け取ってください。
- 2 本人確認書類と遺失届受理番号の控えを区役所窓口へ持参してください（地域センターでは取り扱っていません）。
※ご自宅でマイナンバーカードが見当たらない場合は、本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証等）のみ持参してください。
- 3 再交付には1～2か月程度かかります。なお、所定の手数料がかかります。


マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） 0120-95-0178

マイナンバー制度全般、マイナポータル、健康保険証の利用など

～音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください～

- 1 番 マイナンバーカード・電子証明書・通知カード・個人番号通知書、コンビニ等での証明書交付サービス
- 2 番 マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難
- 3 番 マイナンバー制度・法人番号
- 4 番 マイナポータル及びスマホ用電子証明書
- 5 番 マイナンバーカードの健康保険証利用
- 6 番 公金受取口座登録制度



URL <https://kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>

受付時間 平日 午前9時 30 分から午後8時まで

土日祝日 午前9時 30 分から午後5時 30 分まで（年末年始を除く）

盗難・紛失による一時停止は 24 時間受付

〈外国語対応〉
マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 0120-0178-26

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語

平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30 盗難・紛失による一時停止は 24 時間

マイナンバーカードに関すること 0120-0178-27

- ・英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語 8:30～20:00
- ・タイ語、ネパール語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語 9:00～18:00



マイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)

品川区受付可能場所

施設名	住所	電話番号
品川区役所 戸籍住民課戸籍住民担当	品川区広町 2 丁目 1 番 36 号	03-5742-6660
品川第一地域センター	北品川 3 丁目 11 番 16 号	03-3450-2000
大崎第一地域センター	西五反田 3 丁目 6 番 3 号	03-3472-2000
大井第一地域センター	南大井 1 丁目 12 番 6 号	03-3761-2000
荏原第一地域センター	小山 3 丁目 14 番 1 号 シティタワー武蔵小山商用施設棟 2 階	03-3786-2000
荏原第四地域センター	中延 5 丁目 3 番 12 号	03-3784-2000
八潮地域センター	八潮 5 丁目 10 番 27 号	03-3799-2000

取扱内容 マイナンバーカード・電子証明書や券面記載事項の手続き

※地域センターでは、代理人による手続きなど一部取扱不可となっております。ご利用の際に

事前にご確認をお願いいたします。

受付時間 火曜日を除く平日 8:30～17:00

火曜日 8:30～19:00

日曜日 8:30～17:00（ただし電話による予約の受付・変更等は不可）

※土曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は閉庁しております



マイナンバーカードについて（品川区 HP）

URL <https://city.shinagawa.tokyo.jp/PC/procedure/mynumbercard/index.html>